第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第３０４０号
福岡市博多区堅粕２丁目20番２―1104号
債務者　坂吉由記子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５４号
福岡市博多区吉塚４丁目３番31―509号
債務者　金子　　聖
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５８号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目214番地
債務者　肥川　雄一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目214番地
債務者　肥川　　明
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６４号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石790番地１
債務者　藤　　一政
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６９号
福岡市中央区梅光園団地１番411号
債務者　鈴木　庸子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８２号
福岡市西区姪の浜３丁目４番３―1002号
債務者　伊集院竜也
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９１号
福岡市早良区重留６丁目11番24―203号
債務者　板谷　敏晃
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９６号
福岡市博多区博多駅南５丁目21番10―1101号
債務者　淵上マユミ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０１号
福岡県糸島市高田５丁目19番１―201号
債務者　藤岡　和代
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０３号
福岡市博多区博多駅南５丁目21番10―902号
債務者　朝吹　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０９号
福岡市東区筥松２丁目４番１―201号
債務者　齊藤　靖典
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１０号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番７号サンティール片峰Ａ205号
債務者　奥田嘉寿子（旧姓南里）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１５号
福岡県春日市千歳町２丁目３番地
債務者　高原　瑞代（旧姓亀澤）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２３号
福岡市南区塩原４丁目１番１号
債務者　瀬戸　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２４号
福岡市南区塩原４丁目１番１号
債務者　瀬戸　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
福岡市中央区六本松４丁目10番４号
債務者　大塚　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３２号
福岡市西区姪の浜６丁目２番８―410号
債務者　水澤久美子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３６号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目30番15号田中借家
債務者　西村　好昭
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部